

尼崎市立幼稚園のあり方検討会の傍聴の取扱いについて（案）

1 傍聴の取扱い

尼崎市立幼稚園のあり方検討会（以下「検討会」という。）の会議は傍聴することができる。ただし、次のいずれかに該当する場合は、検討会の決議により、全部又は一部の傍聴を認めない。

- (1) 個人情報に関する事項の審査
- (2) 公にしないことを条件に提供された情報に関する事項の審議
- (3) その他傍聴させることが公平又は円滑な審議の支障となる場合

2 会議開催の周知

検討会の会議の開催日時等の周知を図るため、会議の開催日のおおむね一週間前から、日時、場所、議題及び傍聴者数等を記載した検討会開催の通知を市のホームページに掲載する。

3 傍聴の定員

傍聴の定員は原則として 10 人とする。ただし、検討会の会議の開催場所の規模等を考慮し、これによりがたい場合は、別に座長が定める。

4 傍聴の手続き等

- (1) 検討会の会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名、住所その他座長が必要と認める事項を記載した傍聴券交付申請書を座長に提出し、傍聴券の交付を受けなければならない。
- (2) 傍聴券交付申請書は会議開会の 30 分前から配布する。
- (3) 会議開会 15 分前の時点で、傍聴申請者の数が定員を越える場合は、抽選により、傍聴券の交付を受ける者を定める。なお、会議開会 15 分前の時点で、傍聴申請者の数が定員に満たない場合は、開会前まで、先着順に受け付ける。
- (4) 傍聴券の交付を受けた者は、係員に当該傍聴券を提示し、その指示に従わなければならない。なお、傍聴券は会議終了後に回収する。
- (5) 会議開会以降は傍聴席に入ることはできない。
- (6) 上記の規定にかかわらず、報道関係者で座長が特に認めるものは、検討会の会議を傍聴することができる。

5 写真、録画及び録音の禁止

会議中の写真、録画及び録音等を禁止する。ただし、あらかじめ座長の許可を得た者は、この限りでない。

6 傍聴することができない者

- (1) 次のいずれかに該当する者は、検討会の会議を傍聴することができない。
 - ① 凶器その他、人に危害を加えるおそれのあるものを携帯している者
 - ② 酒気を帯びていると認められる者

- ③ 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- ④ はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- ⑤ 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- ⑥ ラジオ、拡声器、無線機、写真機、撮影機、録音機、録音機器の類を携帯している者（ただし、座長の許可を得た者を除く。）
- ⑦ 上記に掲げる者のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると座長が認めた者。

(2) 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、座長が傍聴を認めた場合は、この限りでない。

7 傍聴人の守るべき事項

(1) 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- ① みだりに傍聴席を離れないこと。
- ② 議事に批判を加え、又は賛否を表明しないこと。
- ③ 私語、談話、拍手等をしないこと。
- ④ 飲食をしないこと。
- ⑤ 携帯電話を使用しないこと。
- ⑥ その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(2) 座長は、傍聴人が上記のいずれかに違反したときは、その者に対して退場を命じることができる。

8 傍聴人への資料の配付等

- (1) 傍聴人には、会議で配布される資料を配布し、会議が終了したときに回収する。
- (2) 傍聴人はメモを取ることができる。

9 傍聴人の退場

傍聴人は、検討会の会議において公開しないこととされた事件が審議されるときは、直ちに退場しなければならない。

以 上